

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府門真市江端町21番3号  
氏名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年10月27日  
許可の有効年月日 令和8年10月26日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（減容固化、破碎・選別）

産業廃棄物の種類

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず |
| 2 紙くず      | 5 ゴムくず |         |
| 3 木くず      | 6 金属くず |         |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。  
また、廃蛍光灯及び廃石膏ボードを除く。

以上7種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

減容固化施設

産業廃棄物の種類：1の1（廃発泡スチロールに限る。）の1種類

設置場所：守口市東郷通1丁目19番

設置年月日：平成26年8月26日

処理能力：0.8t/日

破碎・選別施設

産業廃棄物の種類：1の1、2、3、4、5、6、7の7種類

設置場所：守口市東郷通1丁目19番

設置年月日：平成29年9月7日

処理能力：破碎 47.1m<sup>3</sup>/日（廃プラスチック類4.7t/日、木くず4.2t/日）

選別 474m<sup>3</sup>/日

以下余白

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月27日 当初許可

令和2年1月8日 許可更新

令和2年1月8日 優良認定

以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府門真市江端町21番3号  
氏名 辰巳環境開発株式会社  
代表取締役 辰巳 秀四



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年4月20日

許可の有効年月日 令和9年4月19日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 1 燃え殻      | 5 木くず    | 9 金属くず   |
| 2 汚泥       | 6 繊維くず   | 10 ガラスくず |
| 3 廃プラスチック類 | 7 動植物性残さ | 11 がれき類  |
| 4 紙くず      | 8 ゴムくず   |          |

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上11種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：守口市東郷通一丁目19番

面積：92.1m<sup>2</sup>

保管上限：18.2m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：1.3m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2, 3, 9, 10, 11の5種類

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

1の2, 3, 9, 10については水銀使用製品産業廃棄物（廃乾電池又は廃蛍光ランプに限る。）を含む。

1の11については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

また、1の2については廃乾電池に限る。1の3については廃発泡スチロールを除く。

以下余白

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和56年 2月19日 当初許可

令和 2年 6月10日 優良認定

令和 2年 6月10日 許可更新

令和 2年 6月10日 変更許可

以下余白

### 5. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無